

第 3 1 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 8 月 6 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 8 月 6 日 午前 1 0 時 8 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香		○	
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆		○	
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄		○	農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 5 番	鳥山孝子	委員
	議席 6 番	廣瀬 淳	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	中野 智也
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 任	大澤 由香里	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案の訂正及び取り下げ計6件ありましたので、お願いします。

1件目、まず始めに、議案書4ページ、申請番号3の3番労力総数の欄、1人となっていますが2人に訂正をお願いします。

2件目、次に議案書7ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が取り下げされました。

3件目、4件目、次に議案書10ページ、申請番号5の5番と5の6番が取り下げとなりました。

5件目、次に訂正となりますが、議案書11ページ、申請番号5の9番、申請事由に計画変更ありとありますが、この字句は削除願います。過去、昭和57年3月17日に資材置場用地で許可を受けて、許可の用に供し資材置場としましたが、その後資材を撤去したため、改めて許可申請をするとのことで、計画変更ではなくなりました。

6件目、議案書15ページ、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、概要表の所有者数（人）の列の最下段が計0となっていますが、3人に訂正をお願いします。

議案書7ページ、計画変更申請についてが削除されましたので、9ページ左上、議案第5号は議案第4号に、13ページ、議案第6号は議案第5号に、15ページ、議案第7号は議案第6号に、訂正をお願いします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。始まる前に、会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第31回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、円滑に議事進行を進めたいと思います。

ただ今の出席委員は19人中17人で、会議は成立しました。

なお、議席番号4番齊藤由香委員、議席番号16番野村隆委員から欠席の届出がありました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号5番鳥山孝子委員、議席番号6番廣瀬淳委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、鳥山孝子委員と廣瀬淳委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第5条の規定による許可決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号をご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について次のとおり許可指令書を交付しましたので、ご報告いたします。

許可番号5の33番の1件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和6年7月16日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第2号をご説明いたします。 報告書の3ページとなります。 農地法使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第2号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。 報告書の5ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。

報告書の7ページから8ページをお願いします。

制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城、北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斉藤美保第2班長、お願いします。

13 番

着座にて説明いたします。

令和6年7月30日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、内山委員と私、斉藤。事務局は、中野係長、大澤主任の計6名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が6件、合計3件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、併せてご覧ください。

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は許可済み地、西と北は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は田、西と南は道路、北は水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西は水路、南は宅地、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と南は道路、西は一体利用する宅地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と西と北は道路、南は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南と北は、一体利用する申請番号5の5番の申請地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、石田玉枝第2班長、お願いします。

18 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年7月30日に実施しました、第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員と私、石田。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計6名で実施しました。今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が7件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

始めに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は一体利用する同月申請されている申請番号5の8番の申請地と畑、西は道路、南と北は畑となっています。

申請地は申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は一体利用する畑、西と北は一体利用する同月申請されている申請番号5の7番の申請地と一体利用する畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東と北は宅地、西と南は一体利用する宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

12ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東と西と南は宅地、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東は道路、西と北は畑、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、「議事日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番保留分から2番保留分の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号3の1番保留分から2番保留分は、7月5日の総会にお諮りした案件です。内容は、譲受人が保有している農地において、農地以外（未届の農業用施設）の利用がされていることから是正指導したところ、是正するとのことであつたため、保留とした案件です。

農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることと定められておりますが、7月5日の総会以降、是正のための農地転用届が提出されていないため、現段階では農地の全てについて耕作を行うと認められないことから、不許可相当であると思われます。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番保留分から2番保留分の2件について、審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番保留分から2番保留分の2件については、許可見込みが確認できないため不許可とすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番保留分から2番保留分の2件については、不許可とすることに決しました。

続きまして、「議事日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から6番の6件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の3ページから4ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から6番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農地所有適格法人による農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、令和6年7月23日譲受人の経営農地を調査したところ、沼田市内の農地2筆が耕作されていない状況でした。

申請人に確認したところ、除草する予定ではあるとのことですが、本日（8月6日）までに、対応ができないとの回答でありました。

つきましては、除草する意思はありますが、現段階では農地のすべてについて耕作を行うと認められないことから、次回総会まで保留とすることが妥当であると思われます。

申請番号3の2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

4ページをお願いします。

申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、農地法施行規則第10条1項2号の規定に該当するため、単独申請となっています。

申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の5番は、農業参入のための申請となります。

申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。また、お手元に配布してあります農地法第3条の調査書につきましては記載のとおりであります。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から6番の6件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

14 番

はい、議長。14番角田。

議 長	はい、14番角田委員。
14 番	3の3番について、単独申請という話は初めて耳にしたんですが、そのへんをちょっと説明していただけたらありがたいと思います。
議 長	3の3番でよろしいんですね。
事務局	はい。議長、農地調整係長。
議 長	はい。農地調整係長。
事務局	農地法施行規則第1条の規定により、申請書を提出する場合には、当事者が連署するというものが原則であります。ただし、その申請に係る権利の設定または移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解もしくは請求の認諾があり、民事調停法による調停が成立し、または家事事件手続法により、審判が確定しもしくは調停が成立した場合につきましては、単独の申請ということが認められるという規定がありますのでそちらに準拠したということであります。
14 番	はい。わかりました。以上でございます。
議 長	他にありますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号申請番号3の1番から6番の6件のうち、許可見込みが確認できない3の1番については保留とし、3の2番から3の6番の5件について許可することでご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号3の1番から6番の6件のうち、許可見込みが確認できない3の1番については保留とし、3の2番から3の6番の5件について、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、「議事日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書の5ページをお願いいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。 申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番の1件については許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、「議事日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の1番から13番の11件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページから12ページ関連です。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から13番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がある区域内の農地であることから第1種農地と判断されますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の2番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、第3種農地と判断されます。

申請番号5の3番は、農振農用地区域内にありますが、現場事務所用地を目的とした、一時転用申請であり、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の7番から9番の3件は、農業公共投資がある区域内の農地であることから第1種農地と判断されますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、公共施設（JR敷島駅）から500メートル以内のところに位置しており、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域内の農地であることから第1種農地と判断されますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

申請番号5の13番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から13番の11件について審議します。質疑のある方はお願いします。

13 番 はい、議長。13番斉藤。

議 長 はい、13番斉藤委員。

13 番 5の12番ですけれども、先ほど所有権移転のあった3の6番の受人の畑が、このすぐ横ですよ。農業用機械置場が広がってこっちの3条申請の農地が機械置場になってしまうのではないかと、ちょっと今の現状のこの方の土地利用を見ると、ちょっと不安を覚えるという意見です。それだけです。

議 長 回答いたします。先月の末に、会長・職務代理者・自治会長・地元の農業委員の方・推進委員の方全員で現地確認しました。それで農機具置場は一部のスペースということですので、やむを得ないという判断をさせていただきました。

周りの部分については山、竹やぶ等がございますので、農地ではないので、判断は控えさせていただいたということでございます。

13 番 はい。わかりました。

議 長 そんなふうに理解していただけたらと思います。
他にございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、申請番号5の1番から13番の11件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から13番の11件については、議案

のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

13ページから14ページであります。内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、赤城地区における農用地利用集積計画であります。なお、この計画概要の公告は、令和6年9月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が6人、受人（借受人）が4人、筆数が7筆、面積は11,922平方メートルです。

この個別の内訳は、14ページ総括表に記載のとおりであります
また、この計画につきましては、従前の例による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますようお願いいたします

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号農用地利用集積計画の決定については、議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、

議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第6号 農地法第2条第1項の規定による農地の決定について」を議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきまして、ご説明いたします。

議案書の15ページから16ページ関連です。

議案書の15ページをお願いします。

議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について次のとおり再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を、総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により、農業委員会は再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うこととなっております。

今回の該当農地につきましては、過日関係委員により、現地確認をしていただきました。

また、土地所有者へは、非農地の判断に係る事前通知書により意向を確認し、今回の非農地判断に対する異議等はありませんでした。

その結果、再生利用が困難と見込まれ農地に該当しない非農地の決定は、合計で所有者3人、筆数5筆、8,149平方メートルとなっております。

この個別の内訳は、議案書の16ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の

決定については、議案のとおり認めることでご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第31回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会＜午前10時 8分＞